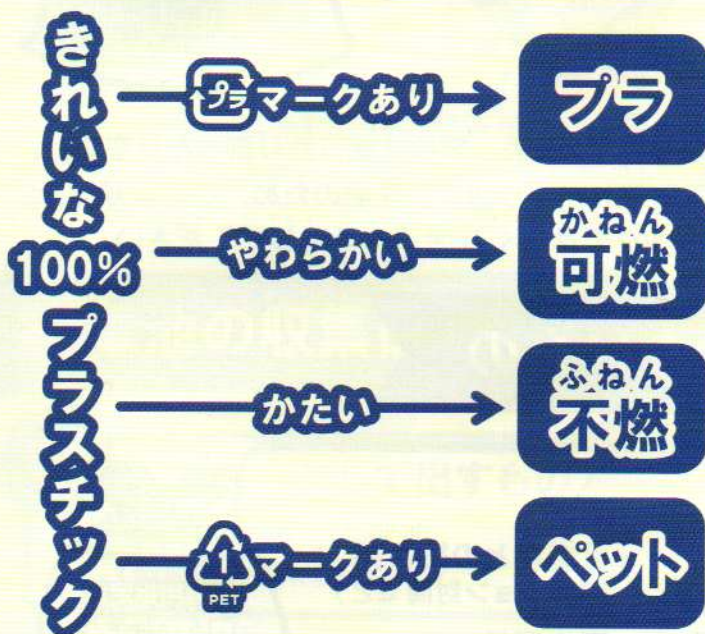


プラスチック製品の分別方法が変わります



令和8年3月まで



令和8年4月から



Point1 プラスチック製容器包装と長さ30cm未満かつ厚さ5mm未満の100%プラスチック製品をまとめて**資源プラスチック**として収集します。
※従来のプラスチック製容器包装指定袋にまとめて入れて出すことができます。

Point2 資源プラスチック対象外のプラスチック製品は**可燃ごみ**になります。

Point3 充電式電池類の収集を始めます。
※不燃ごみに出された充電式電池類が収集車火災の原因になっています。新たな分別にご協力ください。

長野市